

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、「社会品質を作る。アライドテレシス」をミッション・ステートメントとして掲げ、高い公共性を意識した企業活動を通じて、豊かなICT社会の創出に貢献しております。社会の一構成員として、コーポレートガバナンスの基本はコンプライアンスであるという認識の下、法令・定款を遵守し、社会規範を尊重し、迅速かつ適切な情報開示に努めることで透明性の高い経営を実践するとともに、株主を始めとしたステークホルダーとのコミュニケーションの促進を図ること等により、企業価値を高めることを経営上の重要な課題の一つとして位置づけております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則3-1】情報開示の充実

(iii) 取締役報酬の決定については、株主総会の決議による監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役の各報酬総額の限度内で、会社の業績、経営環境等を考慮した上で、個々の役割や責任、成果等に応じて、決定しております。なお、取締役の報酬について、より客観的で透明性のある仕組みの導入については、引き続き検討してまいります。

(iv) 経営陣幹部の選任及び解任に当たっては、職務遂行に必要な経営能力、知識、経験、人格等を総合的に勘案し、それぞれの責務の適任者を取締役会で審議・決定しております。取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補の指名は、職務遂行に必要な経営能力、知識、経験、人格等を総合的に勘案し、また、監査等委員である取締役の指名は、専門的知識を有し、豊富な経験と知見を基に発言を行い、客観的立場から経営の監査・監督を行える資質を備えているか等を考慮し、それぞれ適任者を取締役会で審議・決定しております。なお、経営陣幹部の選・解任および取締役候補の指名について、より客観的で透明性のある仕組みの導入について引き続き検討してまいります。

【補充原則4-1】中期経営計画の実現状況の説明

中期経営計画については、計画値と実績値に大きな乖離が生じる可能性があるため、現在公表を行っておりません。今後は、公表できるタイミングを見計らいながら中期経営計画およびその進捗状況の公表について検討してまいります。

【原則4-10】任意のしくみの活用

当社は、現在、監査等委員でない取締役3名、監査等委員である取締役3名(全員が独立社外取締役)、計6名で取締役会を構成しております。独立社外取締役が取締役会の過半数には満たないものの半数を占めることから、独立性・客観性を保持しているものと考えております。しかしながら、指名、報酬に関わる諮問委員会の設置の要否について引き続き検討してまいります。

【補充原則4-11】取締役会全体としてのバランス・多様性・規模に関する考え方

当社は、原則4-10に記載のとおり、監査等委員でない取締役3名(うち外国人2名で女性1名)、監査等委員である取締役3名(全員が独立社外取締役)、計6名で取締役会を構成しております。取締役の選解任に関する考え方、ならびに方針・手続は、原則3-1()に記載のとおりです。なお、経験・見識・能力等を一覧化したスキルマトリックスは現時点では作成しておりませんが、今後は策定・開示について検討してまいります。

【補充原則4-11】取締役会評価の結果の概要

当社は、取締役会における議論、意見交換の状況から取締役会が十分に機能し、実効性は保たれていると判断しております。取締役会の実効性についての分析・評価及びその結果の概要の開示については、今後の課題とし、取締役会がその実効性を更に高めるために必要な方策を引き続き検討してまいります。

【原則5-2】経営戦略や経営計画の策定・公表

当社は、財務の健全性を保ち、持続的成長のための積極的な研究開発投資を行いつつ、株主をはじめステークホルダーへの利益還元を両立させるということを基本的な方針としております。また、資本コストを的確に把握した経営計画の開示につきましても、経営課題のひとつとして認識しておりますが、現時点では収益力・資本効率等に関する数値目標は公表しておりません。これは、当社が事業展開するネットワーク機器業界では、技術革新、ビジネスモデル及び顧客ニーズ等の変化が目まぐるしく、当社においてはこれらの変化への対応として事業構造の適時かつ適切な変革が必要であるという事情によるものです。今後は、公表できるタイミングを見計らいながら、株主に分かりやすい言葉・論理を用いて説明することを検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】いわゆる政策保有株式

当社は、現在、政策保有株式を保有しておりません。今後、純投資以外の経営戦略上の目的のため政策保有株式を取得する場合、その議決権行使に当たっては当社の企業価値向上に資するかどうか総合的に判断し、適切に対応します。

【原則1-7】関連当事者間の取引

当社は、当社と取締役との取引については、取締役会規程において取締役会の決議事項としています。詳細については、有価証券報告書および計算書類にて開示しています。

【補充原則2 - 4】多様性の確保についての考え方および人材育成・社内環境整備方針

当社は、「人材こそ最大の経営資源」と位置づけ、多様性のある人材採用、働きやすさに向けた仕組みづくりと職場環境の整備に努めています。現在20か国に連結子会社を保有し、国内外において多数の女性・外国人・中途採用者を管理職に登用しており、多様性は十分確保されていると考えております。特に目標数字を定めてはおりませんが、能力・実績に基づく人事評価制度を採用し、客観的な視点から管理職への登用を進めております。

また、ワークライフバランスを実現する柔軟な勤務形態・体制を整備して働き方の多様性を確保するほか、階層別・職能別の多種多様なプログラムによる人材育成で働きがいある職場づくりに努めています。

詳細はこちらをご覧ください。 <https://www.allied-tesis.co.jp/company/recruit/>

【原則2 - 6】企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社は確定拠出年金(日本版401k)を導入しており、コードが想定している基金型・規約型の確定給付年金及び厚生年金基金を制度として導入しておりません。

【原則3 - 1】情報開示の充実

(i) 当社グループは、創業以来蓄積してきた実績とノウハウ、高度な技術力をもとに、お客様に最適なネットワークソリューションを届けることで快適で安心・安全なICT社会の発展に貢献しております。このような経営方針や事業内容等はホームページで公開しております。

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方等は本報告書の「1.1.基本的な考え方」等に記載しております。

(iii) 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載のとおりです。

(iv) 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載のとおりです。

(v) 取締役・監査役候補の指名についての説明は株主総会招集通知に記載しています。

【補充原則3 - 1】サステナビリティについての取組み等

(1) サステナビリティへの取組み

当社は、サステナビリティへの取組みとして、「環境保全活動への取組みの重要性を認識しその持てるテクノロジーと創造力を環境保全に配慮した製品や技術の開発に役立て社会の持続的発展に寄与する。」との基本理念に基づき、豊かな自然を次の世代に残すことができるよう、企業活動を行っております。

当該活動の一環として、環境マネジメントシステム「ISO14001」認証取得し、環境に対する継続的改善と汚染の予防に積極的に取り組むほか、サプライチェーン全体の事業活動にともなう温室効果ガス排出量を算定し、削減目標を定めて、関連するステークホルダーと情報を共有しながらCO2排出量管理と削減活動を進めております。また、調達活動における社会的責任を果たすため、お取引様と連携し、サプライチェーンの透明性を確保するとともに紛争鉱物の不使用に向けた取組みを推進しております。

詳細はこちらをご覧ください。 <https://www.at-global.com/corporate/environment/>

紛争鉱物とは鉱物資源採掘や取引が武装勢力の資金源となり、紛争を助長している、あるいは人権侵害などに関連している鉱物を言います。

(2) 人的資本への投資

補充原則2 - 4 に記載のとおりです。

(3) 知的財産への投資

当社は、特許審査会により定期的に知的財産の維持・管理に関する審議・決裁を行っており、知的財産を管理し、その権利を保護することによって企業価値の向上に取り組んでおります。

【補充原則4 - 1】取締役会の決議事項と委任の範囲

当社は、取締役会付議事項を取締役会規程に定めており、有価証券報告書等でその概要を開示しています。経営陣に対する委任の範囲については、職務分掌規程等の社内規定に定めています。

【原則4 - 9】独立取締役の独立判断基準及び資質

当社では、東京証券取引所の定める独立性判断基準を満たすこととしており、ガバナンス体制をより充実・強化していくため、専門性の高い知見や幅広い経験を有した者を選任することとしております。

【原則4 - 10】任意のしくみの活用

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載のとおりです。

【補充原則4 - 11】取締役会全体としてのバランス・多様性・規模に関する考え方

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載のとおりです。

【補充原則4 - 11】取締役・監査役の上場会社の役員の兼務状況

取締役の兼任の状況は数社以下にとどめることとしており、その内容は株主総会招集通知にて開示しております。

【補充原則4 - 11】取締役会評価の結果の概要

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載のとおりです。

【補充原則4 - 14】取締役・監査役に対するトレーニングの方針

当社は、取締役が就任する際に当社の事業、財務及び組織等に関する知識の習得、その職責に求められる役割と責務を十分に理解する機会を提供しており、就任後は社内的重要会議に出席し、当社が目指す経営戦略や経営計画を把握することとしています。また、取締役として求められる必要な知識や役割については、各人が必要に応じて社内外のセミナー等に参加し、自己研鑽に努めています。

【原則5 - 1】株主との建設的な対話に関する方針

当社は、原則として代表取締役が出席する機関投資家・アナリスト向けの決算説明会を毎年2回開催するほか、必要に応じて機関投資家・アナリストとの面談を行い、投資家と経営側の直接対話の機会を設けております。新型コロナウイルス感染防止の観点から現在は開催を控え、Web会議や電話での面談を実施し、Webサイトにて決算補足説明資料を公開しております。また、専門部署として設置しているIR室では、投資家・株主からの問い合わせやメディア取材などに対応すると同時に、経理、財務、総務、マーケティングなどの関連部門と密接に連携しつつ、IR活動を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
OSHIMA GENERAL HOLDINGS NO.1, LLC	47,660,000	43.43
横山 尚之	1,512,200	1.38
セントラル短資株式会社	1,224,300	1.12
野末 郁代	1,120,000	1.02
日本証券金融株式会社	611,200	0.56
JP JPMSE LUX RE UBS AG LONDON BRANCH EQ CO	600,800	0.55
JPモルガン証券株式会社	600,024	0.55
アライドテレシスホールディングス従業員持株会	559,800	0.51
岡崎 吉男	467,000	0.43
福永 嘉之	436,500	0.40

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
-------------	-----------

決算期	12月
-----	-----

業種	電気機器
----	------

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
---------------------	---------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満
-------------------	------------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
井上 隆司	公認会計士													
石本 和昭	税理士													
新井 章治	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
井上 隆司				井上隆司氏は、社外取締役(監査等委員)に選任されており、公認会計士としての専門的知識を活かし、業務執行の監査・監督を公正・的確に遂行していただいております。 また上記「ハ、会社との関係」のaからkのいずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として届け出ております。

石本 和昭		石本和昭氏は1995年～2016年まで当社が監査役会設置会社であったときに、当社の社外監査役でありました。	石本和昭氏は、社外取締役(監査等委員)に選任されております。税理士としての専門的な知識・経験等を有し、また、過去に当社の社外監査役であったことから当社の事業にも精通しております。 同氏は過去に当社の独立役員として選任されており、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしていること、かつ一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として届け出ております。
新井 章治		新井章治氏は、2011年まで当社の重要な子会社の取引先であるNTTグループの子会社の業務執行者でありました。	新井章治氏は、2023年3月28日付で新たに社外取締役(監査等委員)に選任されました。2011年より当社の社外監査役、2019年より社外取締役(監査等委員)、2022年より社外取締役(監査等委員でない取締役)として、会社経営に関する幅広い知識・経験をもとに、公正・的確に業務執行の監査・監督を遂行いただいております。 当社の重要な取引先の業務執行者を退任してから12年が経過し、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしていること、かつ一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として届け出ております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

法務室を中心に関連部署にて適宜対応しています。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査等委員は、取締役会以外にも重要な会議への出席するほか、重要な書類の閲覧、取締役等からの報告の聴取等を通して業務執行に対する監査を行います。また、会計監査人とは必要に応じて情報交換・意見交換を行い、監査機能の充実に努めてまいります。内部監査につきましては、内部監査部門が年間計画に基づき当社グループの財務報告に係る内部統制を含む内部監査を実施しており、必要に応じて監査等委員会や会計監査人との協議を実施することで内部監査の実効性を高めてまいります。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社グループの業績向上及び企業価値増大に対する意欲や指揮を高めると共に、株主の視点を取り入れることにより、経営参画の意識を高めることを目的としています。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の執行役、子会社の監査役、子会社の従業員、その他
-----------------	---

該当項目に関する補足説明

当社グループの業績向上及び企業価値増大に対する意欲や指揮を高めるための手段及び職務執行の対価として位置づけております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示
-----------------	-------------

該当項目に関する補足説明

役員報酬等は役員区分ごとの報酬等の総額を開示しています。また、報酬等の総額が1億円以上であるものについては個別開示をしています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等の額については、株主総会の決議によって決定した取締役区分ごとの報酬総額の限度額内で、会社業績、経営に対する責任の大きさ、職務遂行の対価等を総合的に勘案しています。

【社外取締役のサポート体制】

総務室、役員室及び法務室を中心に関連部署にて適宜対応しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(取締役会)

取締役会は、提出日現在、監査等委員でない取締役3名、監査等委員である取締役3名(全員が独立社外取締役)、計6名の取締役で構成されています。取締役会は、法令又は定款で定められた事項や経営上の重要な意思決定を行うとともに、取締役の業務執行を監督することとし、原則として月1回開催するほか、必要に応じて電子メール等による情報提供、意見交換等を実施しております。また、会社法第370条及び当社定款の規定に基づくみなし取締役会決議も活用し、迅速な意思決定と効率化を図っております。

(監査等委員会)

監査等委員会は、提出日現在、監査等委員である取締役3名で構成され、全員が独立社外取締役であります。監査等委員会は、原則として月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令、定款及び監査等委員会が定める監査計画に従い、取締役会その他重要な会議に出席しております。また、当社及びグループ会社の主要な事業所の往査を行い、内部監査部門及び会計監査人と連携しながら経営に関する監査、監督を行っております。

(指名・報酬決定等の機能について)

当社は、独立社外取締役が取締役会の6名のうち3名と、過半数には満たないものの半数を占めることから、独立性・客観性を保持しているものと考えており、指名・報酬委員会などの諮問委員会を現在設置しておりません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、2019年3月28日開催の第32回定時株主総会の決議に基づき、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。取締役会の監督機能の強化によりコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るとともに、業務執行を行う取締役への権限移譲により迅速な意思決定と経営の効率化を目的としたものであります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	インターネット(携帯端末からも可)により議決権を行使することができます。
招集通知(要約)の英文での提供	リクエストがあった場合のみ、英文対訳版を提供しております。
その他	事業報告のビジュアル化(動画)を実施しております。なお、第36回定時株主総会は、新型コロナウイルス感染防止のため開催時間及び規模を縮小しての運営となったことから、事業報告は省略しました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを定め、ホームページに掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を年2回開催しており、原則代表取締役が出席し、アナリスト・機関投資家との直接対話に努めております。2022年12月期は、新型コロナウイルス感染防止のため決算説明会を中止し、決算補足資料を作成しホームページに掲載しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	適時開示資料のほか、ニュースや決算説明会資料などを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR室を設置しております。	
その他	メール配信サービスとして、登録者に業績概況、最新ニュースやトピックスなどの情報をタイムリーに発信しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>当社グループは、行動規範である「企業倫理規程」を定め、グローバルな視点に立ち、常に国際社会と調和を図り、地域社会及びステークホルダーの生活に貢献できる製品とサービスを提供するため、各国の法令を遵守し、確固たる企業倫理と社会的良心をもって、誠実に行動するよう努めております。</p>
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>当社グループは、「地球環境保全の重要性を認識しその持てるテクノロジーと想像力を環境保全に配慮した製品や技術の開発に役立て社会の持続的発展に寄与する。」との考えに基づき、地球環境の保全活動を行っています。さらに、グループ全体で豊かな自然を次の世代に残すことができるよう、次のような企業活動を行っています。</p> <p>< ISO14001認証取得 > 環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001認証を、当社及び国内の子会社、並びにシンガポール及び中国の製造拠点で取得しております。</p> <p>< 温室効果ガスのサプライチェーン排出量について > 当社グループは、自社の排出だけでなく、サプライチェーン全体にわたる事業活動にともなう温室効果ガス排出量を算定し、削減目標を定めております。これら算定結果を踏まえて、関連するステークホルダーと情報を共有しながら、サプライチェーン全体でのCO2排出量管理と削減活動を進めております。</p> <p>< グリーン調達活動 > 環境負荷の少ない製品・部品・原材料の調達活動を推進するため、従来からの品質、価格、納期、サービスに、環境の指標を加えました。</p> <p>< 環境配慮製品開発 > 環境に配慮した製品作りを通じて、地球環境の負荷となる有害物質の使用を抑制するなど、地球環境問題に取り組んでおります。</p> <p>< Fun to Share > 低炭素社会の実現に向けて、環境への取り組みを広くシェアする「Fun to Share」に賛同しています。</p> <p>< 紛争鉱物問題への取り組み > サプライチェーンの透明性を確保するとともに紛争鉱物の不使用に向けた取り組みを推進しています。</p>
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	<p>ディスクロージャーポリシーを定め、ホームページに掲載しております。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき以下の内部統制システム構築の基本方針を定め、内部統制の整備・強化に取り組んでおります。

(内部統制システム構築の基本方針)

- (a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
「企業倫理規程」等のコンプライアンス体制に係る規程を、全役職員が法令、定款及び社会規範を遵守した行動を取るための行動規範とする。本件は法務室を中心に役職員への教育等を行い、その徹底を図る。内部監査部門は、代表取締役の指示のもと、コンプライアンスの状況を監査し、定期的に報告するものとする。また、法令上疑義ある行為等について使用人が直接に情報提供を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを設置・運営する。また、当社グループ全体のコンプライアンス体制の運用評価及び整備・強化・有効性の維持・向上のために必要な諸施策を提言することを目的とする「統合コンプライアンス委員会」を設置する。
- (b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体(以下、「文書等」という。)に記録し、保存及び管理する。監査等委員でない取締役及び監査等委員は「文書管理規程」により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- (c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
品質、コンプライアンス、情報セキュリティ、災害及び輸出入管理等に係るリスクについては、各担当部署において諸規則の策定、研修の実施等を行うものとし、組織横断的なリスク状況の監視及び全社対応は、「統合コンプライアンス委員会」を中心に行うものとする。また、新たに生じた重大なリスクについては、担当取締役を定め、速やかに対応にあたるものとする。
- (d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は、全役職員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役は、その目標達成のために、各部門の具体的な目標及び「職務権限規程」に基づく効率的な目標達成のための方法を定める。業務担当取締役は、その進捗状況を定期的に取締役会に報告し、取締役会は、その内容を検討の上、改善を促すものとする。

(e) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループのセグメント別の事業に関して担当取締役を任命し、法令遵守体制及びリスク管理体制を構築する権限と責任を与えるものとする。これには、子会社の取締役に対し、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の整備について指導することを含む。総務室は、これらを横断的に推進し管理する。

(f) 子会社の取締役等の職務の執行に係る重要事項の当社への報告体制及び職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社が定める「グループ管理規程」に基づいて、子会社の業績、財務状況、重要な人事及びその他重要な情報について取締役会は定期的な報告を受け、その状況に応じてリスク管理を行う。また、業務の効率性を確保する社内体制を整備する。

(g) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき専属の使用人は置かないものとする。ただし、監査等委員会は必要に応じて法務室長の下を得た上で、法務室所属の使用人に対し監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、その使用人は、その命令に関して取締役及び法務室長の指揮命令を受けないものとする。当該使用人の人事評価、懲戒処分等に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。

(h) 当社及び子会社の取締役・使用人等が監査等委員会に報告をするための体制及びその他の監査等委員会への報告に関する体制

当社及び子会社の取締役及び使用人等は、監査等委員会に対して、法令に定める事項(会社法第357条)に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況をすみやかに報告する。報告の方法は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)と監査等委員会との協議により決定する。

(i) 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会に前項の報告を行った者に対して、当該報告を理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

(j) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務執行について、当社に対し会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務執行に必要なものでない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(k) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会と代表取締役、業務担当取締役等との間の定期的な意見交換会を設定する。また、監査等委員会は、必要に応じて会計監査人から説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていくものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは企業倫理規程において、市民生活の秩序や安全に脅威を与えるいかなる反社会的勢力・団体の活動も支援しないと、毅然とした態度で臨むことを明確にしています。

また、総務室を中心に、警察、弁護士等の外部機関等と連携し、情報収集に努めています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、「買収防衛策」については、特に定めておりませんが、株式の大量買付行為等のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては、関係法令等に従い適切な措置を講じてまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりです。

1. 適時開示に係る方針

当社は、IR活動を通して財務情報や事業活動等の経営情報を公正かつ公平に開示し、株主・投資家の皆様が当社の事業内容や経営方針をより一層ご理解いただけるよう努めております。

(a) 情報開示の基準

当社は、金融商品取引法、その他の法令および当社の有価証券を上場している証券取引所の定める適時開示規則に沿って情報開示を行っています。また、当社では適時開示規則に基づく開示事項に該当しない情報であっても、投資家の投資判断に影響を与えると思われる決定事項・発生事項および決算に関する情報や、商品・技術・サービス等に関してステークホルダーの皆様にお伝えすることが望ましいと思われる情報については、できるだけ速やかにかつ公正に情報開示を行います。

(b) 情報開示の方法

適時開示規則が定める適時開示情報については東京証券取引所の提供する「TDNet」にて開示するとともに、その他の情報も含め、プレスリリースや当社ホームページへの掲載、決算説明会資料等の決算書類への記載など、さまざまな手段を通じ、より多くのステークホルダーの皆様へ広く公平な情報開示を行うよう努めております。

(c) 沈黙期間

決算情報の漏えいを防ぎ、公平性を確保するため、決算期日の翌日から決算発表日までを「沈黙期間」とし、決算に関する質問への回答やコメントを差し控えております。

2. 適時開示に係る社内体制

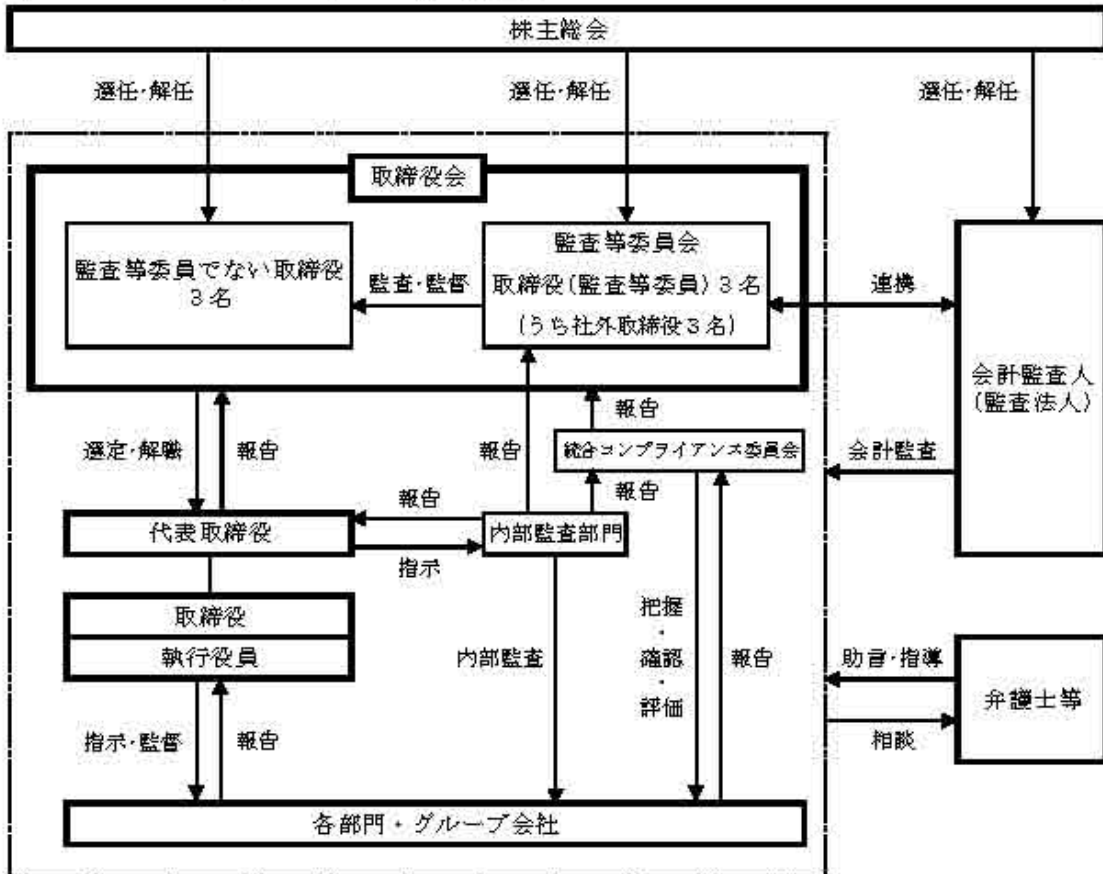
当社では、情報取扱責任者の下、IR室が適時開示等の情報開示の担当部門となり、適時開示に関する事務手続きを行っております。

開示手続きについては、所轄部門からの情報を基に情報開示担当部門と関連部門で内容の正確性・妥当性を検証し、適時開示を要すると判断された情報は、取締役会等の審議・決議を経た上で、情報開示担当部門が開示します。開示担当部門は必要に応じて東京証券取引所に事前相談を行うほか、関連部門と連携して顧問弁護士、主幹事証券会社等の意見を聴取し、正確かつ公平な情報開示に努めております。

また、発生事実で緊急を要する開示については、代表取締役に報告の上、当該事実の所轄部門と関連部門の担当役員等にて内容を検証の上で情報開示部門が速やかに開示を行い、後日当該事実の所轄部門の責任者から取締役会に報告されます。

なお、情報の開示は取締役会終了後速やかに「TDNet」を通して行いますが、当該文書は同時に当社ホームページへ掲載されるとともに投資家等にメール配信されるほか、必要に応じて報道機関等への連絡を行うなど積極的な開示を行っております。

【コーポレートガバナンス体制図】



【適時開示体制図】

